

令和4～8年度

飯能市小規模工事請負指名希望者登録制度 申請受付の手引

この制度は、飯能市が発注する200万円以下の小規模な工事、修繕等について、請負を希望する市内業者を登録し、積極的に指名業者選定の対象とすることによって、市内業者の受注機会を拡大しようとするものです。

なお、この登録申請をした方は「小規模工事請負指名業者登録簿」に登録され、市が発注する小規模な工事、修繕等の契約の際に指名業者選定の対象となります。指名や契約を約束するものではありません。

1 申請できる方

市内に事務所又は、事業所若しくは住所を有し建設業を営む方

2 申請できない方

次のいずれかに該当する方は申請できません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- (2) 飯能市建設工事請負等入札参加資格者名簿に、希望する工事の種類を登録している方
- (3) 工事施工に必要な技術者資格等を有しない方

3 申請業種

別紙「小規模工事の種類及び例示」の建設工事の種類のとおりです。

なお、希望する工事の種類は3種類までとなります。

飯能市建設工事請負等入札参加資格者名簿に登録をしている方は、同名簿の登録業種以外の建設工事の種類を登録できます。

4 受付期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

登録有効期間内は随時受付を行います。

5 申請方法

(1) 電子申請

原則として飯能市電子申請サービスから申請してください。

電子申請は以下のURLもしくは二次元コードから該当ページへアクセスできます。

電子申請用URL

https://s-kantan.jp/city-hanno-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempString=shoukibokouji

電子申請用二次元コード



インターネットで検索する場合は**飯能市電子申請・届出**で検索すると、検索結果のトップに表示されます。

電子申請はスマートフォンからも申請可能です。

技術者資格等を要する工事を希望する場合は資格証等の画像データを電子申請の際に添付してください。

電子申請の場合、紙の書類の提出は不要です。

(2) 郵送申請

電子申請が困難な場合は郵送で申請書類を提出してください。

(送付先) 〒 3 5 7 - 8 5 0 1 埼玉県飯能市大字双柳 1 番地の 1
飯能市役所 契約検査課

封筒のおもて面に「小規模工事登録制度申請書類在中」と明記してください。

提出書類に不備・不足がある場合は申請の受理を保留し、電話、電子メール又は FAX で確認させていただきます。必要な書類がすべて揃った段階で受理をします。

提出書類を持参された場合は、契約検査課の窓口では書類の受領のみを行い、その場では書類審査等の対応は行いません。

6 提出書類等

(1) 小規模工事請負指名希望者登録申請書（様式第 1 号）

電子申請の場合は、必要内容を入力し送信していただきます。

申請書（様式第 1 号）の様式は、前回の申請から変更していますので、必ず令和 4 ~ 8 年度用の様式を使用してください。

本申請書が誓約書を兼ねていますので、別途誓約書の提出は必要ありません。

(2) 希望する工事の種類に応じ、施工に必要な技術者資格証等の写し

(3) 受領書返信用封筒

郵送による申請の場合で、受領書の送付を希望する場合は、返信用封筒（定型サイズの封筒（長 3 封筒等）に 84 円切手を貼付のうえ、送付先等をご記入ください。）を同封してください。

7 登録の有効期間

名簿登録日から令和 9 年 3 月 31 日まで

8 契約方法

発注担当部署において、工事や修繕の内容に応じて小規模工事請負指名業者登録簿に登録された方の中から、原則として複数の業者へ見積をお願いし、価格競争により最も低価格の見積書を提出した方と契約します。

契約の際は請書又は契約書の作成をお願いします。

9 その他

(1) 審査の結果について

審査の結果、適格と認められなかった場合や、申請内容に虚偽があった場合等を除き、原則として「小規模工事請負指名希望者登録簿」に登録します。なお、審査結果については、電子申請の場合は受理後にメールにて受付番号を通知します。郵送申請の場合は、返信用封筒の同封があった場合のみ受領書に受付番号を記載し送付します。

(2) 変更届等について

申請内容に変更が生じた場合は、「小規模工事請負指名希望者登録事項変更届」を提出してください。

また、登録を取消したい場合は、「小規模工事請負中止・廃止届」を提出してください。

「変更届」「中止・廃止届」は、飯能市電子申請サービスで申請していただくか、以下の飯能市ホームページから様式をダウンロードし、契約検査課へ郵送又は持参にてご提出ください。

飯能市トップ > 事業者 > 入札・契約・債権者登録 > 指名業者登録
> 令和4~8年度 小規模工事請負指名希望者登録制度

問い合わせ先

飯能市役所 契約検査課

電話 042-973-2480 (直通) FAX 042-974-6770

Eメール keiyaku@city.hanno.lg.jp

小規模工事の種類及び例示

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、吹付工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、足場等仮設工事、鉄筋組立工事 ロ 杭工事 ハ 土工事 ニ コンクリート工事 ホ 道路附属物設置工事、外構工事
石工事	石積工事、コンクリートブロック積工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	引込線工事、屋内配線工事、照明設備工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍・冷蔵設備工事、空調設備工事、給排水設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、ガス管配管工事
タイル・煉瓦・ブロック工事	コンクリートブロック積工事、煉瓦積工事、タイル張工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立工事、ガス圧接工事
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付工事
塗装工事	塗装工事、ライニング工事、路面標示工事
防水工事	モルタル防水工事、シーリング工事、シート防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、畳工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、集じん機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、データ通信設備工事
造園工事	造園工事、植木の刈込み、芝刈り
さく井工事	さく井工事、観測井工事、揚水設備工事
建具工事	建具取付工事、サッシ取付工事、カーテンウォール取付工事、シャッター取付工事、自動ドア取付工事、ふすま工事
水道施設工事	配水施設工事、下水処理設備工事
消防設備工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、消火設備工事、火災報知設備工事、非常警報設備工事
清掃施設工事	ごみ集積施設設置工事
解体工事	工作物解体工事